

医療安全に関する患者相談窓口のお知らせ

○患者相談窓口設置の趣旨

当院では、患者様に安全で適切な医療サービスを提供することがもっとも重要であると考えており、そのためには医療安全管理体制の確立を図る必要があります。

つきましては、医療安全に関する患者相談窓口を設置し、患者様等との信頼関係を構築したいと考えております。

○相談の対象範囲

対象範囲は、医療に関する全過程の中で「患者の安全」の視点からみた場合に患者様等に何らかの被害を及ぼしたと考えられ、受け持ちの医者や看護師に言えなくて困っている次のことをいいます。

1. 医療従事者の基礎的な医学知識や医療技術に過失があったと考えられる場合
2. 医薬品、医療器具および建築構造物や施設設備等に不都合が生じ問題が起きた場合

○相談の対象者

対象者は、当該診療にかかる患者様、及びご親族の方とさせていただきます。

○患者相談窓口の設置

1. 相談窓口の設置部署

- ①医事受付、医療安全管理室、事務室

2. 相談窓口の連絡先

- ①郵便番号 480-0127
- ②住所 愛知県丹羽郡大口町新宮1丁目129番地
医療法人医仁会 さくら総合病院
医療安全管理室
- ③電話番号 0587-95-6711
内線3105（運営部次長）
内線2106（医事課管理者）

3. 相談窓口の対応時間

- ①設置日 土曜・日曜・祝祭日を除く毎日
- ②受付時間 午前10時～午後3時（但し、午後12時～午後1時を除く）

○相談の申し出

相談者は、面談、電話、書面（手紙）の方法により、相談窓口に応じ出てください。

○その他

相談の秘密保護及び相談により患者様及びご親族の方が不利益を受けないように、適切な配慮を行っております。